

議員（兼若 幸一）

6番、兼若 幸一です。

2026年3月定例会において、一般質問を致します。1つ、小学校の統廃合について。2つ、消防の広域化について。一問一答方式でお願い致します。

まず、小学校の統廃合についてです。少子高齢化は日本全体の問題であり、特に生まれてくる子どもの数が大幅に減少し少子化が進んでいることは社会問題であります。

多度津町では、造船業をはじめとする製造業が臨海工業地域に多く立地しており、そこで外国人労働者の方が多く働いていることもあり、町全体の人口減少としては比較的緩やかではあるものの、他のほとんどの自治体と同様にコロナ禍以降は出生率が大きく低下し、子どもの数が年々減少していることに間違いはありません。

そのような、子どもが減っていく中で、多くの住民から聞こえてくるのが、将来的に町内にある4つの小学校はどのようになっていくのかということです。

人口が減少していく中では、公共施設もモノによってはある程度集約したり統合したりすることも必要になってくると思います。しかし、教育施設において最も大事にしなければいけないことは、子どもの教育環境ではないでしょうか。そのためにも小学校が今後どうあるべきかを含めて将来の方向性を十分に検討し、できるだけ早く現状や課題も含めて住民にお知らせすることが重要だと思います。

昨年12月の定例会での藪内議員、藪議員の一般質問に重複するところもありますが、次の7点についてお伺い致します。

1つ、4小学校区ごとの令和7年度の児童数と、これからの児童数の見通しについてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の兼若議員の4小学校区ごとの令和7年度の児童数とこれからの見通しについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和7年度（令和7年5月1日現在）、多度津小学校の児童数は235名、豊原小学校389名、四箇小学校274名、白方小学校42名で合計940名です。

令和8年度（令和8年2月20日現在）の推定児童数は、多度津小学校239名、豊原小学校372名、四箇小学校255名、白方小学校43名で合計909名となっています。

2月28日に本町に在住している乳幼児で試算すると、令和13年度には、多度津小学校の児童数は137名、豊原小学校は246名、四箇小学校が167名、白方小学校が34名、多度津小学校と豊原小学校の選択校区が73名の合計657名となっています。

これまで、町全体において1学年160名程度で推移していた児童数が、令和7年度に小学校へ入学した平成30度生まれの児童は118名であり、また、令和9年度入学予定の令和2年度生まれの幼児は104名、令和13年度入学の令和6年度生まれの幼児は78名となっています。ただ、本年度生まれの幼児は令和8年2月28日現在で80名となっており、昨年度より多く生まれています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次に2つ目です。

今後の町内小学校の在り方について、これまでの検討状況についてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の今後の町内小学校の在り方について、これまでの検討状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

12月定例会の一般質問で答弁したとおり、平成30年3月に多度津町教育課題検討委員会から「幼稚園・小学校の適正規模・適正配置について」の答申を受け、「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」を作成しました。同年6月議会の総務教育常任委員会です承された基本方針が正式に決定され、同年9月定例会において報告しました。

幼稚園の統合については、令和2年度及び令和3年度に教育委員会内で検討した内容を令和4年6月定例会の一般質問への答弁及び総務教育常任委員会で報告し、教育委員会としては町の地理的中心地に建設する案で実施したい旨を説明してきました。

その後も政策企画会議において議題とし、令和6年度からは副町長をトップとした全課長が参加する「政策企画調整会議」において協議を続けています。協議の中では、就学前の幼児数の減少や園舎の建築年数、町の財政状況を含め議論をしています。さらに小学校も含んだ議論をしていますが、「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」の中にあるように、まずは幼稚園の統合を実施した後に、議論を深めることになると考え、現在、議員の皆様や町民の皆様に提案出来る具体的な内容がないことをご理解いただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次に3つ目です。

小学校を1校にするのか、2校にするのかの検討はされたのでしょうか。お伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の小学校を1校にするのか、2校にするのかの検討についてのご質

問に答弁をさせていただきます。

先の答弁にある「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」において、小学校の適正規模は、慎重な協議検討を行い決定するものとし、現在、議員の皆様や町民の皆様に1校か2校かを含め、具体的に説明できる内容はありません。ただ、同基本方針の「適正規模」は、国の基準に準じ1学級35人から40人までの規模とし、1学年2学級から3学級、学校全体で12学級から18学級となっています。統合する小学校の数については、将来の町全体の児童数や校区ごとの児童数も鑑み、多方面から検討をしていきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次に4点目です。

小学校を統合することによる教育上のメリットとデメリットについてお伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の小学校を統合することによる教育上のメリットとデメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

メリットは、小学校を統合することにより適正な規模での学校運営が可能となることで、特に、一定の児童数が確保されることでクラス替えが可能になり、多様な考えに触れたり、切磋琢磨したりする機会が増えます。

デメリットは、現在の通学区域から遠距離になる児童が出てきます。また、幼稚園・小学校教育において、地域住民とのかかわりは、教育内容を豊かにする上で必要なものですが、地域によっては、遠隔となり交流がしにくくなることが考えられます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次に5つ目です。

小学校を統合することによる財政上のメリットとデメリットについてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の小学校を統合することによる財政上のメリットとデメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

財政上のメリットは、施設のランニングコストを含めた維持管理費が減少することが考えられます。令和6年度決算において、光熱費が約21,781千円、施設管理の委託料が校務系のシステム委託料を含め約31,328千円など、「小学校管理運営費」は約86,877千円でした。単純に4校で割ることはできませんけれども、管理に係る費用は減少致します。

また、現在、本町においては、児童の「個を活かす協働的な学び」の実現と

「個に応じたきめ細かな指導」の充実、学校の維持管理のために、学力向上支援員や特別支援教育支援員、学校司書、スクールソーシャルワーカー、看護師、用務員等の会計年度任用職員を各小学校に町費で配置しております。主に小学校で勤務する会計年度任用職員には、令和6年度約54,043千円を支出しています。会計年度任用職員の任用についても必要な配置数が減少することが考えられます。

財政上のデメリットは、先ほどの答弁の中にあるとおり通学距離が遠くなるため、町としてスクールバスの運用を検討する必要があります。その費用が発生いたします。また、新たに校舎等を建設するためには、多額の財政負担があり、将来負担比率などの健全化判断比率が悪化することが考えられます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次6点目です。

県内の自治体では小学校の統廃合が進められていると思います。取組状況の詳細についてお伺い致します。

教育総務課長（池田 友亮）

兼若議員の県内の自治体における小学校の統廃合の取組状況の詳細についてのご質問に答弁をさせていただきます。

小中学校の統廃合について、担当課長会や担当者会等はありません。よって、ホームページ等からの情報となっております。そのため、詳細な内容までは把握していません。しかしながら、各市町の人口や面積、合併の有無等、様々な要因が異なっておりますが、今後の参考にするため、近隣市町の課長にお会いした時に統廃合の状況などの話をする場合がございます。

本町と隣接している市町のうち、丸亀市では学校施設については、老朽化による建築物自体の寿命や設備の不具合等の問題を是正していく必要性と、新学習指導要領に基づく多様な学習内容や形態に対応した高機能かつ多機能な施設環境の整備に加えること、防災対策やバリアフリー化、子どもの生活空間の快適化や環境負荷の低減など様々な課題への対応のため、学校施設の維持管理について、これまでの事後保全的な対応から予防保全的な対応へ転換すること、その機能や設備を常に良好な状態に保つ長寿命化型整備によって、中長期的に改築時期を遅らせ、財政負担の軽減・平準化を図ることを目的とした「丸亀市学校施設長寿命化計画」を令和2年1月に策定しております。その計画の対象施設は、小学校18校（内1校が休校）、中学校8校（内2校が休校）とされ、現在のところ、具体的な小学校の統廃合の計画は発表されていません。

また、善通寺市では平成30年12月に「善通寺市教育課題検討委員会」を立ち上げ、令和4年5月に意見報告されています。その後、善通寺市にふさわしい小

学校、中学校の校数、幼稚園の園数について検討するため、令和4年9月に「善通寺市学校等の在り方検討委員会」が設置され、令和6年3月25日に善通寺市長へ「提言書」が提出されました。その提言書の中では、小学校は現在の数を減らし、2校又は3校にする案が提示されています。新聞報道等では候補地の案が出ていますが、現在も検討中と聞いております。

三豊市では、平成23年3月に三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会から答申を受け、同年5月に「三豊市立学校再編整備基本方針」を策定し、市内小学校の再編整備に取り組んでいましたが、前回の検討委員会の答申から10年が経過し、三豊市の児童生徒数の減少が進む現状と、子どもを取り巻く環境や社会情勢の変化等を踏まえ、令和3年度において、これまでの再編整備の検証とこれを踏まえた今後の三豊市立学校の適正規模・適正配置の考え方及び具体的方策に提言していくため、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会が設置され、令和4年12月に答申を受けました。その後、三豊市教育委員会において、令和6年4月「三豊市立学校再編整備基本方針（改訂版）」に改訂をしております。その基本方針の整備計画では、計画期間を令和6年度から10年ごとの3期に分け、小学校においては5つの計画が示されています。そのうちの1つである豊中地区の5小学校を1校とし、令和8年4月に向け豊中地区学校再編整備地域協議会等との協議を進めることとなっております。豊中小学校については、予定通り令和8年4月に開校することとなっております。

最後に、琴平町の小学校統合については、平成28年3月に琴平町立小学校の適正規模・適正配置等検討委員会から答申を受け、平成29年1月に琴平町教育委員会が琴平町立小・中学校再編・改築整備基本方針を策定しました。その方針に基づき、中学校については、令和2年度末をもって新しい琴平中学校が完成しました。令和5年度には、新たに学校等再編整備検討協議会を設立し、検討を行い、令和5年12月1日に答申を受け、教育・学習・保育的視点から子どもたちのことを最優先に考え、「琴平・榎井・象郷の3つの小学校を1校に統合するとともに、南・北の二つのこども園も1園に統合し、町の地理的に真ん中あたりに新しい土地を購入し、町立統合小学校及び町立統合認定こども園を併設し、いずれも新築する」こととし、この方針を町の総合教育会議において策定しました。現在、令和11年度4月開校に向け、造成工事中と聞いております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

有難うございました。やはり他の自治体でも、長年統廃合については時間を要しているというのが、詳細に分かりました。有難うございました。

次、7点目です。今後、住民への周知等も含めてどのように小学校の問題を進めていく予定なのか、教育委員会としてのお考えをお伺い致します。

教育長（三木 信行）

兼若議員の今後、住民への周知等を含めてどのように小学校の問題を進めていく予定なのかご質問に答弁をさせていただきます。

住民の皆様のご意見を聞くために、「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」を作成するまでには、大学教授や自治連合会会長、PTA会長や教員等の委員で構成された多度津町教育課題検討委員会を11回実施をし、またパブリックコメントを実施しました。

小学校の統合について、他市町の事例によると、事務局が案を作成し、各協議会の開催やパブリックコメントの実施を行っています。

本町では、先の答弁で述べたとおり「政策企画調整会議」において、幼稚園を含め小学校についても協議を続けていますが、現在、議員の皆様や町民の皆様に提案できる新たな具体的な内容はありません。具体的な内容が整う前には、議員の皆様への説明も含め、専門的な知見を頂くために協議会の設置を検討するとともに、広く住民の方に知っていただくためにパブリックコメントの実施や「教育委員会だより」での広報を検討していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

有難うございました。小学校の統廃合については、先程の池田課長の答弁にもあるように、他の自治体でも長年の時間を要しているようです。小学校のバリアフリー化のためにも、統廃合は必要なことと思われまますので、進めていただきたいと思っております。

次、消防の広域化についてです。丸亀市・善通寺市・多度津町の2市1町において消防広域化協議会が発足し、広域化にむけた協議が開始されているとの報告がありました。財政規模の異なる自治体間での広域化への取組にはご苦勞もあることと思います。

この消防広域化については、昨今の激甚化、多様化する災害への対応や消防力のさらなる強化などのため、現状の各自治体が単独で保有する消防機能を広域化する取組みが進められているものと推察しています。

しかし、町民はそのことを十分に認識しているのか、今回の広域化による本町の行財政や住民生活への影響はどのようなものになるのか、大変気になるところです。そこで、確認の意味も込めて次の6点についてお伺いします。

1点目、消防広域化が始まった経緯についてお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の消防広域化が始まった経緯についてのご質問に答弁をさせていただきます。

近年、消防を取り巻く環境は、災害の多様化・複合化・大規模化への対応に加

え、地方都市における人口減少や少子高齢化の加速度的進行、住民ニーズの多様化・高度化など、著しい速さで変化をしております。こうした変化に対して、消防は迅速かつ的確に対応し、将来的にも持続可能な組織体制を確立することが求められております。

しかしながら、小規模消防本部が点在する中讃圏域におきましては、出動体制の確立や保有する消防車両及び専門要員の確保にも限界があり、組織管理や財政運営の面でも課題が見受けられる状況であります。

このような中、瀬戸内中讃定住自立圏構想に係る消防・防災分野の協議により、平成26年3月には、丸亀市・善通寺市・多度津町での119番受信と消防デジタル無線の共同運用に伴う施設整備を行い、「中讃消防指令センター」を設置して、様々な連携協力を推進してまいりました。

令和5年度には、同構想に係る推進委員会等から消防に関する具体的な取組として、広域的な消防力の強化と、災害時における相互応援体制の強化が挙げられたことを契機に、定住自立圏域の枠組みの中で、消防広域化に係る検討や意見交換が始まっております。

その後、消防間協議の中で、各消防本部が抱える課題に対応するためには、消防広域化による行財政上の様々なスケールメリットを活用し、消防体制の一層の充実強化を図ることが極めて有効であるとの認識に至ったことから、令和7年4月1日に丸亀市、善通寺市及び本町が既に共同運用を実施している「中讃消防指令センター」を基盤として、「丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会」を設立し、具体的な協議を開始致しました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、2点目です。

消防広域化にむけた推進体制（市内及び2市1町）についてお伺い致します。

消防長（青木 孝一）

兼若議員の消防の広域化に向けた推進体制（市内及び2市1町）についてのご質問に答弁をさせていただきます。

広域化は、「丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会規約」に基づき、協議会を設立して必要な協議を行っています。

広域化協議会は、関係する市町の市長と町長で組織され、丸亀市長が会長を務めています。会議は、委員全員の出席と全会一致を原則としており、識見者として県危機管理総局長及び中讃広域行政事務組合事務局長から意見をいただいております。

また、協議会の円滑な運営を図るため、協議会への提案事項や事務を掌握する幹事会を設置しております。幹事会は、関係市町の消防本部の長と総務、財

務、企画、防災及び人事を所管する部長級・課長級の職員で構成され、善通寺市消防長が幹事長を、丸亀市と本町の消防長が副幹事長を務めております。そのほか、識見者として県危機管理課長、中讃広域行政事務組合事務局長と課長級及び各専門部会の部会長が参加しております。

さらに、幹事会の事務を補助するため、消防部会、総務部会、財政部会の三つの専門部会を設置し、各部会は区分に応じて協議や必要な事務を行っております。専門部会は、関係市町の消防長を補佐する職員や総務、財政、企画、防災及び人事を担当する部署の課長・課長補佐級・係長級で構成され、各担当分野から消防広域化について協議を進めております。

本町では、町長が委員として協議会に、消防長が副幹事長として、総務課長、町長公室長、政策課長の合計4名が幹事として幹事会に参画しているほか、本町の消防本部内の総括担当として消防次長及び警防係副主幹を配置するとともに、窓口及び財政部会長に消防総務課長代理1名を選任しております。

さらに、各専門部会において、それぞれ所管の副主幹級各1名と各担当係長が参加し、庁内での情報共有をしながら協議を進めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、3つ目です。

現在の進捗状況についてお伺い致します。

消防長（青木 孝一）

兼若議員の現在の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

消防広域化協議会は、協議会、幹事会、各専門部会を構成し、消防組織法第34条第1項に基づき「広域消防運営計画」を策定するために、2市1町の合意が必要な42項目について協議と準備を進めております。

なお、令和8年1月末時点で、各市町・消防の独自の運用事情や各重要事務事項の調整・合意形成に時間を要しているため、当初計画より約2か月の遅れとなっておりますが、令和9年4月1日の広域運用開始に向けて協議に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、4点目です。

今後のスケジュールについてお伺いいたします。

消防長（青木 孝一）

兼若議員の今後のスケジュールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先の答弁のとおり令和7年4月1日に「丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会」を設立したことにより、広域化協議が開始され、令和9年3月まで各専門部会の進捗管理を行うとともにスケジュールに沿って提案事項をまと

め、9回の幹事会と、7回の広域化協議会で協議事項の承認を得て、2市1町の議会に「広域消防運営計画（案）」を上程する予定となっております。その後、各手続と準備を進めて令和9年4月に運用開始する見込みとなっております。

なお、現在のスケジュールでは「広域消防局」に係る「広域消防運営計画（案）」を、令和8年9月の第3回定例会に上程する予定で協議を進めております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

次、5つ目です。

町民への周知予定及び方法についてお伺い致します。

消防長（青木 孝一）

兼若議員の町民への周知予定及び方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

消防広域化スケジュールでは、令和8年9月の第3回定例会に上程予定である「広域消防運営計画（案）」の策定に取り組むとともに、令和8年6月下旬から7月上旬を目標に、消防広域化の周知と意見公募やアンケートなどを開始する予定となっております。

手法と内容については2市1町の消防本部で協議中ではありますが、現在の予定として、各市町のホームページ等を活用して消防広域化協議会の目的に基づき、協議・合意を得て組織する「新しい消防組織」について広く周知を行い、町民の皆様からのご意見や情報を頂いた後、意見等の内容と広域消防での取組を公表して、令和9年4月からの新組織へのご理解を求めます。

あわせて、ご意見やアンケート等を参考に、町民の安心安全な生活に繋げて、継続可能な消防広域体制の構築に取り組んでまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

最後の質問です。消防広域化による町民生活へのメリットとデメリットについてお伺い致します。

消防長（青木 孝一）

兼若議員の兼若議員の消防広域化による町民生活へのメリット・デメリットについてのご質問に答弁をさせていただきます。

近年、救急業務は緩やかな増加傾向を辿っており、本町においても令和7年は1,128件の過去最高出動件数となっております。また、火災出動は23件、救助出動は8件となります。このため、本町の重複出動は令和7年では約15.7%を占め、本部・署の出動体制を確保するために、非番職員の招集を行い、体制を維持しておりますが、人員と車両及び資器材の確保には限界があります。

これらを踏まえ、本町が受けるメリットとして広域化後は新組織内での応援連携が可能となり、災害時の初動体制に必要とする人員・車両及び資器材の確保と重複出動時等における出動体制確保が期待できます。あわせて、消防特殊車両の運用・維持等について行財政上の効率化を進めることが可能となります。一方、デメリットとして、広域化により各署の出動管轄を一定にした消防隊・救急隊の直近出動指令体制を構築するため、2市1町の中で現在出動管轄が狭い本町では出動管轄が広くなり、多度津署での出動件数増加が予想されます。このため広域化後は、出動運用等を含め継続的な調査研究を行い、住民サービスの向上につながるよう、消防広域化体制の維持強化に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

丸亀市、善通寺市、多度津町では財政規模が異なりますし、また考え方も異なり大変なことでしょうが、広域化されることにより、町民に不便にならぬよう、町民が安心して多度津町で住めると思ってもらえるよう、取り組んで頂きますようお願いを致して、6番 兼若 幸一の一般質問を終わります。